

## 水道メーターの隔月検針の概要

これまで外部委託により実施してきた水道メーターの検針業務について、検針員が毎月検針していたものを、一部を除き隔月検針に移行する。

### 1 隔月検針の対象（〔 〕内は10月検針時点での件数と割合）

毎月検針を継続する一部の使用者を除く全ての使用者が対象。[142,458件、95.6%]

※対象としない使用者 [6,571件、4.4%]

- ・水道メーターの口径が40mm以上の使用者 [2,544件、1.7%]
- ・通信回線を利用して検針データを取得する自動検針を実施している集合住宅における使用者 など [4,027件、2.7%]

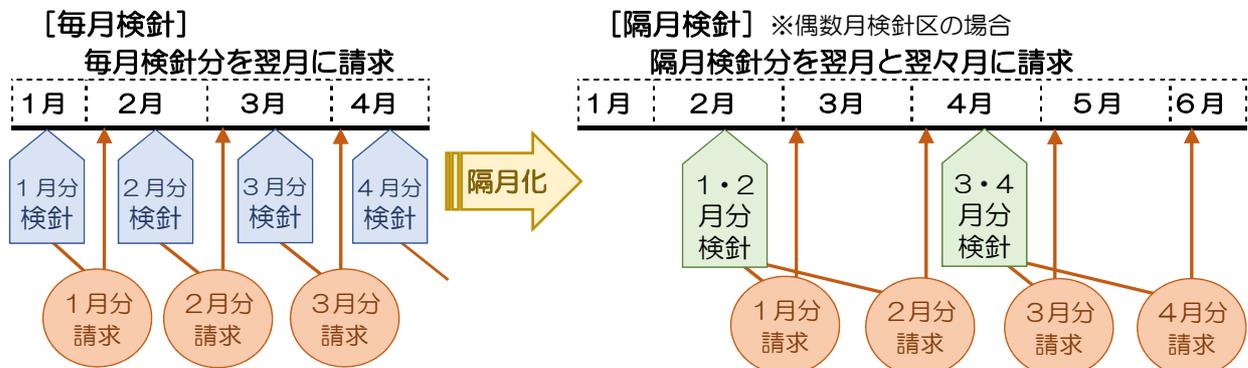
### 2 実施時期・方法

令和8年1月の検針分から、市内全域を偶数月に検針する地区と奇数月に検針する地区に分け、検針員が隔月で訪問して検針を実施する。

### 3 水道料金の徴収

隔月で検針した2か月分の使用水量は各月均等に使用したものとみなし、料金は1か月ごとに算定した上で、これまでどおり毎月請求により徴収する。

### 《検針・請求のイメージ》



### 4 使用者への影響等

使用者の皆様へ新たな手続きをお願いするようなことはなく、大きな影響がないよう隔月検針実施後も料金の請求は毎月行うが、請求時期がこれまでより1か月遅れることで、事業者等の皆様には会計処理等においてご留意いただく必要があるため、ご理解・ご協力いただけるよう事前周知を図っていく。

### 5 使用者への周知

隔月検針への移行に関するお知らせを作成し、全ての使用者の皆様へ事前に配付するとともに、あおり水道だより、広報あおり、市ホームページへ掲載するほか、水道メーターを検針した際に交付している「使用水量のお知らせ」（検針票）へ記載するなどして周知に努める。